

平成 28 年度 川崎町社会福祉協議会 事業計画(案)

基本方針

近年、社会福祉を取り巻く環境は、人口の減少や少子高齢化の進行、地域社会や家族のあり方の変容、さらに長引く経済の低迷と厳しい雇用情勢等により、経済的困窮や社会的孤立の状態にある生活困窮者への対応や制度の狭間にあるニーズの広がりなど、新たな福祉課題や生活課題への対応が大きな社会問題となっています。

このような状況の中で、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくり」の実現を目指し、地域の一人一人の福祉課題・生活課題に目を向け、行政や専門職、社会福祉関係者、地域住民等が連携しながら、新たな支え合いによる地域福祉に取り組んでいかなければなりません。

平成 28 年度では、行政の取組みとして地域包括ケアシステムの構築、日常生活支援総合事業、地域福祉計画の策定など、地域の自主性や主体性に基づいた施策が展開されることから、本来の社協の使命といえる地域福祉の推進を図っていく為に、次の 4 つの重点事業を掲げ、事業の推進を図ります。

重点事業

1. 地域福祉活動計画の策定

少子高齢化や、近隣との結びつき、地域社会との関わりが希薄化している現代において、福祉ニーズが多様化・増大化しております。この様な地域課題を把握し、地域住民や関係機関・団体・専門職と連携協働しながら解決に向けた取り組みをすることによって、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会の実現を目指すため、地域福祉活動計画の策定に向けて準備を進めてまいります。

2. 日常生活支援総合事業に向けた新たな事業への取組み ~ 住民主体活動の推進 ~

介護保険制度の改正による新しい介護予防・日常生活支援総合事業へ移行により、住民主体の生活支援サービスを地域で広げていけるよう、その基盤となる支え合いのある地域づくりの推進を図るため、新たな事業として「ふれあいネットワーク事業」の展開を図っていきます。

3. 地域を支える人づくり

地域におけるニーズや福祉課題の把握に努ながら、住民主体による柔軟な福祉活動を推進するため、住民相互の支え合いによる「お互いさま」の相互扶助による活動や、生活支援コーディネーターと連携を取りながら、地域を支えてくれる人材の発掘・養成に努めてまいります。

4. 介護サービス事業所との連携・強化

現行の制度に該当しない利用者等へ対し、法外在宅サービス事業など柔軟なサービスが提供できるよう在宅福祉サービスの展開を図っていきます。また、介護サービス事業は、社協の財政基盤を支える大きな柱であるため、職員の資質向上や連携強化を図り、組織的な取り組みを推進してまいります。

【平成 28 年度実施事業】

I. 地域福祉の推進

住民参加による福祉サービスの安定的な提供と地域特性を考慮したトータル（総合）的なサービスの体系化を図ります。また、社協事務所・ボランティアセンター及びデイサービスセンターをボランティア活動の拠点としてふれあいのある施設を目指します。

1. 地域福祉推進事業

1) 地域福祉ネットワーク事業

地域住民と関係機関・ボランティア団体等の協働による支え合い事業の推進を目的に、横のつながりを重視しながら連携を深め、様々な事業へ協力をもらえる様な体制づくりを行いながら、事業の展開を図ります。

- ①ケアネット活動の推進（随時）
- ②ボランティアフェスティバルの開催（年 1 回）
- ③サロン活動の推進…地域との交流や生きがいづくり（随時相談）、友の会での活動（月 1 回）
- ④防災福祉マップ作成事業…自主防災組織活動の一環として開催（各地区）
- ⑤災害時要援護者マップ作成・把握（民生委員）
- ⑥安心カードの作成・配布…一人暮らし高齢者等（民生委員）
- ⑦男の料理教室の開催（年 4 回）
- ⑧認知症サポーター養成・キャラバンメイト・認知症講座への協力支援…地域包括と連携しながら開催（年間計画）
- ⑨社協広報誌の発行（年 4 回）
- ⑩社協ホームページの更新・情報発信（随時）
- ⑪日常生活支援総合事業…ふれあいネットワーク事業の実施

2) ボランティアセンター事業

ボランティアセンターでは、ボランティアに関する各種相談、活動調整、ボランティア団体等との連携、情報発信提供、人材育成など、ボランティア活動の基盤整備を図りながら事業の展開に努めます。また、災害時においての災害ボランティアセンター運営や、災害時の支援体制（県内社協災害時協定の締結）の強化を図ります。

- ①ボランティア団体等の調査・情報提供
- ②ボランティア登録と斡旋（随時）
- ③ボランティア保険受付（随時）
- ④ボランティア活動連絡・調整（随時）

- ⑤有償ボランティア活動連絡・調整（隨時）
- ⑥N P O ・ボランティア団体等情報交換会の開催（年2回）
- ⑦ボランティアに関する講座・研修会の開催
- ⑧災害ボランティア運営協定による支援…県社協、仙台都市圏域、県南地域社協との協定
- ⑨災害時におけるネットワークの構築及び、災害ボランティアセンター運営（災害発生時）
- ⑩災害時に関する研修会の開催（年1回）
- ⑪仙南地区社協連絡会運営による近隣社協との連携
- ⑫被災地活動ボランティア団体への支援協力

3) 福祉教育推進事業

「ふだんの くらしの しあわせ」とは、何か？を障がいのある方々や高齢者など、様々な出会い・ふれあいを通し、関わりを大切にしながら「思いやる気持ち・気づき」を育みながら福祉体験や交流会を通じ、福祉についての理解と福祉意欲の高揚、ボランティア育成を図ることを目的に事業の展開に努めます。

- ①キャップハンディ体験（各小中学校にて隨時開催）
- ②キャップハンディグッズ・レクリエーショングッズの貸出し（隨時）
- ③福祉体験学習の開催（年2回）
- ④福祉教育推進事業（町内小中学校へ助成）
- ⑤防災・福祉教育出前講座…防災・福祉に関することなど、地域や学校へ出向き講座の開催（隨時相談）
- ⑥ボランティアサマーフェスタ参加…中高生を対象に、ボランティア活動として事業への協力をいただく。（年1回）
- ⑦スノーバスター活動…中・高生を対象とした雪かきボランティア活動の育成（1月～3月）
- ⑧川崎町デイサービスセンター利用者との交流（隨時相談）
- ⑨世代間交流事業…地域住民、学校との連携、交流を図る（隨時相談）

4) 見守り支援ネットワーク事業

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを目指すには、地域の中の生活課題や福祉ニーズの把握し、解決できる体制づくりを行えるよう、民生委員や地域包括センターと連携し、ネットワーク事業の展開に努めます。

- ①民生児童委員活動の推進と連携の強化
- ②民生児童委員・小中高等学校・警察連絡会議の開催（年1回）

- ③児童遊園遊具等危険箇所調査…児童部会で実施（年1回）
- ④小中学校朝の声がけ運動（毎月20日）
- ⑤高齢者地域見守りネットワークへの支援
- ⑥子ども見守り事業…新入学児童へ防犯ブザーの配布。熊除け鈴の配布

5) 地域福祉型福祉サービス事業

生活上の困りごとや、ニーズに対応するため、制度では補えない制度の狭間において支援が出来るよう、事業の企画推進を図ります。

- ①介護機器（車イス・補聴器）の貸出し（介護保険外サービスで短期貸出し）
- ②有償ボランティア活動（ケアネット活動）…一人暮らし高齢者等へ、掃除や、整理整頓、草むしり等、有償でボランティア活動を行う。（随時）
- ③高齢者世帯等スノーバスターズ…中高生を対象とした、雪かきボランティア活動（1月～3月）
- ④善意銀行（金銭・物品）の預託と払出…町民の皆さんによる善意の預託と払出を行う（随時受付）
- ⑤レクリエーショングッズ・テント等社協物品の貸出し…レクリエーショングッズ、キャップハンディ体験グッズ、テント等の貸出し（随時受付）

6) 町受託事業

行政からの受託事業で、在宅福祉サービスの展開を図る。また、放課後児童教室の運営（4教室）により、児童の健全育成の場となるよう、子どもから高齢者まで幅広い事業の展開を図ります。

- ①福祉有償移送サービス【概要 11P】…車イスの方や、寝たきりの方を対象とした、通院や入退院時の移送を行う（月～金 実施）
- ②配食サービス【概要 12P】…一人暮らし高齢者や高齢者世帯を対象に、お昼、夕方の弁当の配達を行う。次の日、弁当箱を回収しながら見守りも行う。（月～金 実施）
- ③川崎町放課後児童教室の運営【概要 13P】…子ども・子育て支援法の施行により、利用対象児童が6年生まで拡大されます。
4教室（川崎・今宿・碁石・前川）運営（月～金、月1回土曜日開室、夏休み・冬休み等1日開室）

7) 当事者等支援事業

一人暮らし高齢者、高齢者世帯、障がい者世帯等、当事者への支援を図りながら、「誰もが安心して暮らせる地域づくり」地域福祉の向上に努めます。

- ①一人暮らし高齢者支援…ほのぼの会の開催（年1回）、ほのぼの会食会の開催（年1回）、お茶っこ飲み会の開催（月1回）、安心カードの配布（随時）、非常持ち出し袋の配布（70歳の一人暮らし高齢者を対象）、スノーバスター活動（1月～3月）
- ②高齢者世帯のつどいの開催（年2回）…高齢者世帯を対象に情報交換の場づくり
- ③在宅介護者への支援…在宅介護者リフレッシュ事業（年1回）
- ④交通・海難・労災遭児への支援…交通・海難・労災遭児支援事業（年1回）
- ⑤当事者団体支援…しょう連協団体「福祉のつどい」支援（年1回）
- ⑥青少年健全育成対策事業…小中学校特別支援学級へ支援
- ⑦火災等災害見舞事業…善意銀行より寝具類の提供、見舞金の贈呈（随時）
- ⑧生活困窮者への支援…善意銀行より食料品の提供（随時）、フードバンクより食料品等の提供・管理（随時）
- ⑨法外支援在宅サービス…現行制度に該当しない利用者に対して、柔軟なサービスの提供（随時相談）

8) 共同募金委員会事業

赤い羽根共同募金運動や歳末たすけあい募金運動など、共同募金運動の趣旨を理解していただき、募金活動の協力をお願いするとともに、募金実績によって配分される共同募金配分金により地域福祉の向上を図ります。

- ①赤い羽根運動の実施（10月～12月）
- ②歳末たすけあい運動の実施（12月1日～31日）
- ③配分申請について…配分申請受付、連絡調整を行います。（行政区やボランティア団体等へ周知）
- ④配分調査委員会・配分委員会の開催（年2回）
- ⑤災害義援金受付窓口（災害発生時）
- ⑥小規模災害見舞…火事、天災による家屋の損壊に応じて見舞金を支給（随時）

9) 福祉関係機関・団体との連携

様々な福祉団体と連携し地域福祉の向上を図る。また、福祉団体の事務局も担い、団体活動の支援と育成に努める。

- ①民生児童委員協議会の運営支援（事務局）
- ②川崎町ボランティア友の会の運営支援（事務局）
- ③川崎町身体しうがい者福祉協会の運営支援（事務局）

- ④川崎町遺族会の運営支援（事務局）
- ⑤宮城県身体障害者福祉協会仙南地方連絡協議会活動支援
- ⑥心身障害児者親の会への支援
- ⑦母子福祉会への支援
- ⑧保護司会・更生女性部への支援
- ⑨他ボランティア団体等への支援協力
- ⑩川崎町老人クラブ連合会への協力…シルバースポーツ大会協力

10) 調査研究事業

地域での課題やニーズの掘り起こし等、地域の実情を把握するため調査を行い、地域福祉の推進を図る。

- ①地域福祉活動計画に関するニーズ調査
- ②要援護者調査
- ③ボランティア団体調査

2. 福祉サービス利用援助事業

1) 日常生活自立支援事業（まもりーぶ事業）

認知症などにより判断能力が不十分な方に対し、金銭管理などの支援を行い、地域において安心して生活ができるよう支援を行う。

- ①生活支援員活動支援（2名）
- ②仙南地域福祉サポートセンターとの連携

2) 生活相談運営事業

誰もが気軽に来所できる心配事相談所として、住民の様々な生活相談に応じ、身近な相談窓口つくりを行う。

- ①各種相談員との連携
- ②生活相談所の開設…毎週水曜日開設（要予約制）生活相談員3名による相談窓口

3) 法人後見事業

認知症や知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない方の保護と権利を守るために、成年後見制度の普及、推進を図ります。

- ①成年後見制度の推進…現在2名を受任し生活支援をしている。
- ②成年後見の適正な運営
- ③地域包括支援センター・保健福祉課との連携

4) 各種福祉資金の貸付事業

低所得世帯や、障がい者世帯、高齢者世帯等の経済的自立と生活意欲の助長促進のために、安定した生活を図れるよう支援することを目的に、必要な資金の貸付を行います。

- ①生活安定資金貸付…川崎町社会福祉協議会での貸付（随時）
- ②生活福祉資金貸付…宮城県社会福祉協議会での貸付・相談受付窓口を行う。
- ③生活福祉資金調査委員会の開催（年1回）
- ④民生委員との連携強化

5) 苦情受付・解決窓口の開設

苦情解決の責任者及び受付担当者を置き、中立公正な第三者委員とともに、提供するサービスについて、利用者からの苦情の適切な解決に努める。

- ①苦情解決窓口の実施（随時）
- ②第三者委員の設置…第三者委員2名

II. 在宅福祉サービスの推進

介護や医療を必要とする状態となっても、住み慣れた地域（生活の場）で介護を受けたい、療養をしたいという方の意向を最大限尊重できる体制の一翼を担い、利用者主体の介護サービスの提供に向けて、重度者への対応重点化に向けた専門性・資質の向上、主治医との連携及び医療系サービスとの連携を図ります。

1. 介護保険事業の推進

1) 居宅介護支援事業

高齢者が要援護状態や要支援状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護計画の作成や、他事業所との連携を図る。

※詳細は、15P～17P 参照

2) 訪問介護・予防訪問介護事業

介護を必要とする高齢者などに対して、日常生活全般の状況及び要望を踏まえて自立した生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介助。その他生活全般にわたる援助を行う。

※詳細は、18P～20P 参照

3) 通所介護・予防通所介護事業

介護を必要とする高齢者などに対して、必要な日常生活上の介護及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持及び、介護者の身体並びに精神的負担の軽減を図りながらサービスの提供を行う。

※詳細は、21P～24P 参照

III. 法人運営体制の整備

主体的な経営判断を行い、かつ地域に開かれた組織体制を確立し、公共性と民間性を合わせ持つ法人として町民から信頼される事業展開や組織づくりを進めていきます。

1. 社協基盤の充実・強化

1) 社協組織の強化

組織体制の整備や、経営管理を行い安定的な財源の確保を目指すため、自主財源の確保と法人運営の適正を図っていきます。

- ①理事会・評議員会の開催…理事会（年4回）評議員会（年3回）
- ②税理士による外部監査・月次監査（月1回）
- ③社協会費の加入増推進…一般会費1,000円、賛助会費3,000円（一口）
- ④介護保険事業の安定的経営
- ⑤月次業務報告による経営状況把握及び改善
- ⑥介護サービス情報公表制度による公表
- ⑦地域福祉活動計画の策定…策定委員会の開催、アンケート調査等

2) 職員体制の整備と資質向上

社会福祉の専門職としての資格取得の促進を促し、専門性を高め、資質の向上を図り、業務に反映するとともに将来的にやりがいの持てる職場づくりを目指します。

- ①各種研修会への参加…業務別に積極的に研修会への参加
- ②社協ミーティングの開催（月1回）…外部講師による研修や、グループワークによる勉強会
- ③安心安全なサービス提供体制…リスクマネジメントの推進、業務マニュアルの改善
- ④職員の資格取得の促進…介護福祉士・介護支援専門員・社会福祉士などの資格取得の推奨